

江東区たばこに関する基本方針

策定 令和3年6月15日

改訂 令和7年6月26日

1 策定の経緯

たばこの使用及びたばこの煙にさらされることは、健康・社会・環境や経済に影響を及ぼしています。この影響から将来の世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組（わくぐみ）条約」は、182か国が締結し、我が国も平成16年に署名し、平成17年2月より効力が発生しています。

令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、望まない受動喫煙をなくす社会的合意が醸成されつつあります。一方、他人に迷惑をかけない範囲で、個人の嗜好品として喫煙する自由は存在しています。

本区においては、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てによる条例違反に加え、配慮義務のある路上喫煙についても、受動喫煙による健康影響を心配する声や、子どもを保護すべきとする意見が寄せられています。区は、こうした意見や要望に対して、これまでの環境美化の観点だけでなく、受動喫煙への配慮についても、歩行喫煙等の禁止のパトロールによる注意指導や区民の皆様の意識啓発に重点を置いた様々な活動に取り組んできました。また、喫煙による健康影響の観点から、啓発物の配布や資料の展示などの活動を続けています。

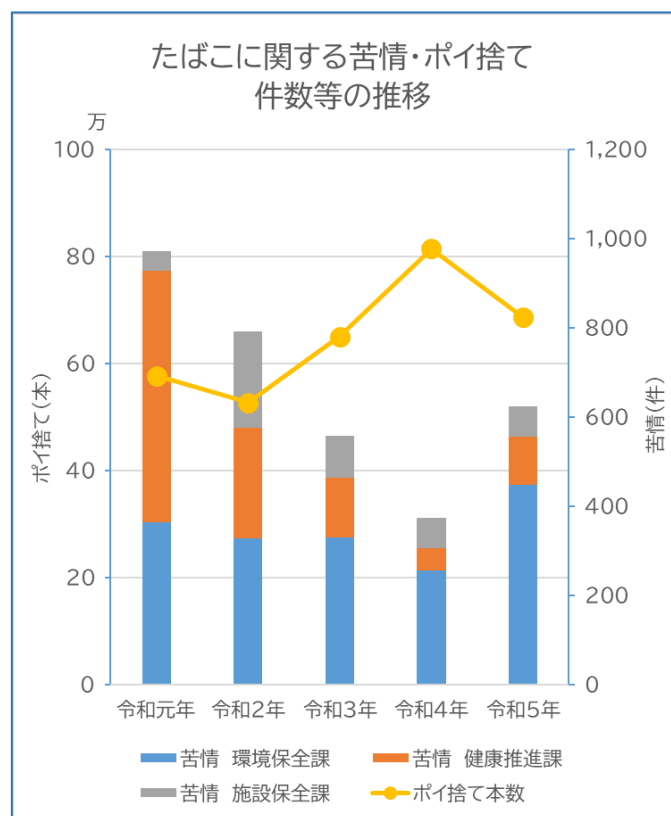
しかし、たばこを取り巻く課題は解決には至っておりません。

江東区たばこに関する基本方針では、こうした現状を見据え、区のたばこに関する考え方を令和3年にまとめました。

その後、前述の改正健康増進法により屋内原則禁煙となったこと、更にはコロナ禍の自粛から社会経済活動が回復したことに伴い、屋外での喫煙が増加したと考えられることから、たばこに関する苦情・相談等は増加傾向にあります。そのため、江東区長期計画（後期）の施策を推進するにあたり、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙の防止に向けた具体的な取り組みが必要と

考え、この度、江東区たばこに関する基本方針を改訂します。

主な法令等の動き	
H12	健康日本 21 開始
H14	健康増進法制定
	※ 受動喫煙防止は努力義務
	(H17 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)効力発生)
	(H19 FCTC ガイドライン採択)
H21	江東区歩行喫煙等の防止に関する条例制定
H29	東京都子どもを受動喫煙から守る条例制定
H30	東京都受動喫煙防止条例制定
H31	健康増進法改正 (R2 全面施行)
	※ 屋内原則禁煙
R3	江東区たばこに関する基本方針策定
R4	区立公園全面禁煙化



2 たばこに関する考え方 ～徹底した分煙社会の実現を目指して～

たばこの規制に関する世界保健機関枠組（わくぐみ）条約は「脱たばこ社会」を目指していますが、その道筋は容易ではありません。一方で、ルールやマナーを守って喫煙することは、個人の自由であり侵害すべきではありません。

区が、こうした中で大切に考えることは、今、生活する区民の皆様が快適に暮らすために、喫煙者は歩きたばこを止め、ポイ捨てをしないことです。また、受動喫煙にならない配慮をするには、人に迷惑をかけないという当たり前のことをしっかり守るということです。それが、今必要な「分煙」社会であると考えます。

区は、たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく暮らせるよう分煙社会の徹底を目指します。そのために、たばこを吸わない人の目線で、喫煙問題の解決に取り組んでまいります。

3 基本的な対策

分煙社会の徹底を目指すには、たばこに関する規程等の整備のほか、喫煙者に対する健康増進の施策や、屋外の受動喫煙防止対策、まちをきれいにする環境美化の取り組みなど、たばこに関する施策を同時かつ並行して進める必要があります。

そこで、基本的な対策として5つの取り組みを掲げ、区が行う各施策に反映していきます。

- (1) 区の基本的姿勢として規程等を整備し、禁煙重点地区の拡大の実施や罰則導入を行っていきます。
- (2) 受動喫煙防止対策として、必要に応じた喫煙場所の整備について検討します。
- (3) 健康への悪影響を未然に防止するため、受動喫煙をなくす取り組みを進めます。
- (4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発等に努めます。
- (5) たばこに関するご意見やご要望について、関係者への働きかけを行うなど丁寧な対応を行います。

4 具体的な取り組み

(1) 区の基本的姿勢として規程等を整備

ア 禁煙重点地区の拡大

現在の禁煙重点地区は、混雑時の駅出入口周辺等に限定しています。一方で、駅を基点とする幹線道路沿いの歩道は、立ち止まっただけの路上喫煙が可能であっても、受動喫煙の意識の高まりから、現実には喫煙が困難になっています。まちをきれいに維持すること、たばこを吸わない人を受動喫煙から守ること、そして、喫煙者が受動喫煙の可能性が高い場所であることを理解できるよう、禁煙重点地区の規制を拡大します。令和7年度からは、地区の指定時間を24時間化、令和8年度からは、人通りの多い駅周辺の公道まで規制エリアの拡大を順次実施します。

イ 条例改正による罰則の導入

区立児童遊園や区立公園が、それぞれ条例改正により罰則を伴う全面禁煙となっている中、喫煙ルール・マナーの啓発や歩行喫煙等禁止パトロールによる巡回指導を行っていますが、吸い殻のポイ捨て防止や受動喫煙への配慮義務については、区内で徹底されていない状況です。たばこに対する区の考え方をしっかりと区民や地域に伝えるため、まずは、上記アの禁煙重点地区の24時間化や規制エリア拡大後の状況を検証するとともに区民アンケートも活用し、禁止行為の明文化、罰則規定の導入など規制内容の検討・周知を行います。その後、令和9年度の実施に向けて、江東区歩行喫煙等の防止に関する条例を改正します。

(2) 受動喫煙防止対策としての喫煙場所の整備

ア 喫煙場所整備の検討基準

喫煙者が他人に迷惑をかけないように配慮された喫煙場所を探すことは、たばこを吸う上でのルールです。しかし、現実には、心ないルール違反、マナー違反はなくなっています。

たばこを吸わない人を受動喫煙から守るため、区は様々な取り組みを行い、更に必要な場合には、次の基準に基づき喫煙場所の整備を検討します。

- ・禁煙重点地区内もしくは禁煙重点地区に隣接する場所であること。

- ・喫煙場所を設置することにより、受動喫煙や違反行為等の減少が顕著に見込まれること。

上記のいずれかまたは両方を満たした場合に、両方を満たした場合を最優先に、具体的な設置場所の検討に着手します。

喫煙場所設置の際には、周辺地域の理解を得ながら進めていきます。恒常的な設置が困難な場合には、一時的な仮設での設置も含め検討していきます。

イ 喫煙場所のありかた

① 整備方針

- ・原則として、たばこの煙が外部に漏れない閉鎖型喫煙所を屋外に設置します。
- ・現在ある屋外の衝立型喫煙所は、順次、閉鎖型喫煙所に変更していきます。
- ・周囲に受動喫煙の被害が及ばない場合は、衝立型喫煙所の設置・維持も可能とします。
- ・法令上の規制内容と技術的基準等を満たせば、屋内設置も可能とします。

<参考>健康増進法上の施設の類型

類型	対象施設	規制内容
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など	屋内完全禁煙 屋外原則禁煙（特定屋外喫煙場所のみ喫煙可能）
第二種施設	第一種施設・喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	屋内原則禁煙（喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室等のみ喫煙可能） 屋外は規制対象外
喫煙目的施設	喫煙場所の提供を主な目的とする施設	屋内喫煙可能（喫煙目的室のみ） 屋外は規制対象外

② 設置の考え方

- ・原則、区有地に設置
- ・民間事業者との連携（「公衆喫煙所」の指定、「協力店等」の登録）

- ・民間事業者等への新規喫煙場所の設置支援

ウ 区が設置する公衆喫煙所の設置方針

ポイ捨ての抑制と望まない受動喫煙の被害防止のため、「公衆喫煙所」を整備します。

① 「公衆喫煙所」の定義

- ・区が設置又は指定し、不特定多数の喫煙者が利用できる屋内・外の喫煙場所
- ・なお、既設の区施設内喫煙場所については、施設利用者向けとして、基本的に公衆喫煙所の対象としません。

② 基本的事項

- ・原則として、区有地を活用し、閉鎖型喫煙所を整備します。
- ・次の施設は、特に受動喫煙への配慮が必要なため、原則として施設の敷地及び建物に公衆喫煙所は設置しません。

学校、子育て関連施設
幼稚園、小・中学校、義務教育学校、保育園等保育施設、
子ども家庭支援センター、児童館等
医療関連施設
健康センター、保健所、保健相談所
児童遊園、区立公園（区設置の喫煙所は除く）

③ 設置場所の考え方

- ・苦情・要望やポイ捨てが多く、人の流れが多い地域を中心に、喫煙所の整備を検討します。この地域以外でも、設置の必要性や受動喫煙防止等の効果が見込める場合は検討します。

④ 必要に応じた設置

- ・区施設内は原則禁煙とします。ただし、必要に応じて、施設やその敷地内での設置を併せて検討します。
- ・区施設の増改築等を契機として、区による喫煙所設置の必要性を検討します。
- ・区有地における喫煙所の新規設置については、受動喫煙防止対策を進めるため場所の選定や地域との調整を行うなど、継続的に取り組み

ます。

- ・区が設置した既存の衝立型喫煙所については、閉鎖型喫煙所への順次移行に向けて整備環境を整えるため、速やかに各種手続きの準備に着手します。

エ 民間事業者との連携方針

区の直接整備による対策とあわせ、以下のように民間事業者との連携を進めます。

① 「公衆喫煙所」の指定

民間の喫煙場所について、令和7年度から公費により維持管理費等を助成し、区の公衆喫煙所に準じて、誰でも利用可能な「指定公衆喫煙所」として広く活用します。

② 「協力店等」の登録

受動喫煙が発生しない喫煙場所のある飲食店等について、令和7年度から「協力店等」として募集し登録の上、広く周知します。

③ 民間事業者等による喫煙場所整備への支援

民間事業者による公衆喫煙所の新規設置費用等の助成や事業所内喫煙場所の設置維持助成等についても今後の実施に向けて速やかに制度設計等に着手します。

④ 商業ビル等を計画する事業者等への要請

一定の規模を有する商業・業務ビル等を計画する事業者等に対し喫煙場所の設置を要請します。

オ 喫煙場所の周知・誘導

区設置の喫煙所や指定公衆喫煙所、協力店等、広く一般に利用可能な喫煙場所を掲載した（仮称）江東区喫煙場所MAPを作成・充実させ、紙媒体のほか区HPやSNS等を活用し、より広く情報を発信していくことで利用促進を図ります。

(3) 受動喫煙をなくすための健康に関する啓発・支援の取り組み

ア 受動喫煙防止対策の普及啓発事業

世界禁煙週間、区内イベント・区事業の実施時等に、たばこによる健康への影響等の資料展示、配布を行い、広く啓発を行います。

イ 禁煙、卒煙の支援

ニコチン依存症治療に保険が適用される区内医療機関をまとめたリーフレットを作成し、配布するとともに、禁煙外来治療費・薬剤費の本人負担を一部助成することで、禁煙に取り組もうとする区民の増加と喫煙率の低減を目指します。

ウ 受動喫煙防止対策の事業者支援事業

健康増進法や東京都受動喫煙防止条例についての電話相談窓口を設置し普及啓発を行います。特に、受動喫煙が多いとされてきた飲食店における普及啓発については、巡回指導を行うなど効果的に実施します。

また、事業者の希望により労働衛生コンサルタント等の専門家が喫煙室の設置等について訪問、助言するアドバイザー派遣制度を実施します。

(4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発等

ア 美化啓発キャンペーン等の実施

「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という区民の皆様の、魅力あるまちを創る意識を行動に移すことが、歩きたばこやポイ捨て等を行う人たちの意識を変える最も根本的・効果的な取り組みになります。

美化啓発キャンペーン、アダプトプログラムの支援、ポスターコンクールに入選した小中学生の作品展示等、意識啓発活動を区民の皆様とともに実施します。

イ 路面標示シート、駅前巡回等

喫煙者が守るべきルール・マナーの向上に向け、環境美化の視点においても、路面標示シートの設置、パトロール指導員による駅前巡回等、注意喚起や指導を行います。

(5) 丁寧な個別対応の取り組み

受動喫煙や歩きたばこ、ポイ捨てなどの被害に関する区民等の皆様からのご意見やご要望は、特定の場所に集中する傾向があります。こうした場所での違反等をなくす取り組みとして、可能な限り現地調査を行い、関係者へ働きかけ、改善を求めるなど丁寧な対応に努めます。

5 たばこに関する主な区の組織

項目	詳細	所管部署
受動喫煙による健康影響について	・事業者指導、禁煙外来支援、屋内の受動喫煙対策 ・受動喫煙防止対策相談窓口 (飲食店、商業施設、事業所等多くの人が利用する施設における受動喫煙対策の疑問点や各施設における必要な対応についてお答えする区の相談窓口)	健康部 健康推進課
禁煙重点地区、喫煙場所の設置・管理、喫煙マナー向上の啓発	・屋外の歩きたばこ、ポイ捨て対策の取り組み、受動喫煙防止の要望等 ・喫煙場所は、公園内、駅前の道路上等、区が設置・指定したもの	環境清掃部 環境保全課
公共施設での受動喫煙防止、歩きたばこ、ポイ捨て対策	[公園等] ・公園、児童遊園及び隣接する道路	土木部 河川公園課 土木部 施設保全課
	[建物・敷地] ・江東区役所本庁舎	総務部 総務課 総務部 経理課
	・その他の施設	各施設の管理者